

2 出願資格

令和8年度大学入学共通テストに出願できる者は、大学入学共通テスト利用大学へ入学を志願し、下表のいずれかの出願資格に該当する者です。

- * 大学入学共通テストの出願に当たって、出願資格を証明する書類の提出は必要ありません。
- * 故意に虚偽の出願資格を登録した場合は、不正行為となります（→p.36）。
- * 志望大学への出願資格の有無について確認したい場合は、志望大学に問い合わせてください。また、大学入学資格については、[文部科学省のウェブサイト](#)を確認してください。

出
B
願

出 願 資 格		
(1)	「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」を令和8年3月に卒業見込みの者	
(2)	「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」を卒業した者	
(3)	「高等専門学校」第3学年を修了した者又は令和8年3月に修了見込みの者	
(4)	外国の学校等	外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者（注1-1）
		上欄に準ずる者（注1-2～1-5）
(5)	在外教育施設（注2）	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者
(6)	専修学校の高等課程を卒業（修了）した者又は卒業見込み（修了見込み）の者（注3）	
(7)	文部科学大臣の指定した者 * 昭和23年文部省告示	海技教育機構（旧海員学校）の本科を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
		国際バカロレア資格取得者（注4） アビトゥア資格取得者（注5） バカロレア資格（フランス共和国）取得者（注6） GCEA レベル資格取得者（注7） 国際Aレベル資格取得者（注8） 欧州バカロレア資格取得者（注9） * 上記のほか、今後追加されることがあります。
		国際的な評価団体の認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を修了した者又は修了見込みの者（注10）
		その他文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校出身者等）（注11）
(8)	高等学校卒業程度認定試験等 （問合せ等（注12）） * 令和8年3月31日までに18歳に達する者	高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者
		高等学校卒業程度認定試験に合格見込みの者 * 科目合格者のうち、合格に必要な残りの試験科目に相当する科目の単位を、高等学校等で令和8年3月31日までに修得見込みの者（注13）
		令和7年度第2回高等学校卒業程度認定試験に出願している者
(9)	高等学校卒業程度認定審査（問合せ等（注14）） * 令和8年3月31日までに18歳に達する者	いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者）であって、高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
(10)	いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者）であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの	
(11)	大学において、個別の入学資格審査による認定を受けた者（注15-1～15-3）	

(注 1-1) 外国にある学校（インターナショナルスクール等）の課程を修了した者は、我が国における大学入学資格が認められない場合がありますので、志望大学への出願資格の有無について確認したい場合は、志望大学に問い合わせてください。

(注 1-2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、令和 8 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」、アメリカ合衆国の「GED test」等がこれに該当します。）

(注 1-3) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は次表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了したものの

上欄	埼玉県、大阪府、福岡県の各中国帰国者定着促進センター
中欄	北海道、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、広島県、福岡県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、広島県、福岡県の各中国帰国者自立研修センター

(注 1-4) 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 11 年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定する次の教育課程を修了した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

* 次の教育課程については、適用開始日以降に修了した者に限ります。

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ウクライナのポウナ・ザハリナ・セレドニャ・オスヴィタの課程	平成 3 年 5 月 23 日
ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレードゥネヴァ・オブラゾヴァーニャの課程	平成 29 年 3 月 15 日
カザフスタン共和国のオブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成 19 年 7 月 27 日
スーダン共和国のアル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤの課程	平成 4 年 1 月 1 日
ベラルーシ共和国のトレーチヤ・ストゥペニ・オープシェヴォ・スレドネヴォ・オブラゾヴァーニャの課程	平成 23 年 1 月 13 日
ペルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程	明治 34 年 3 月 9 日
ミャンマー連邦共和国のアテッタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程（旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテッタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程を含む。）	昭和 48 年 10 月 1 日
ロシア連邦のオブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成 21 年 10 月 6 日

* 以上の教育課程については、今後追加されることがあります。

(注 1-5) 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 12 年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の教育施設の当該課程を修了した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
埼玉県	エスコーラ・インテルクートゥラウ・ユニフィカーダ・アルコ・イリス、コロンビア・インターナショナルスクール
東京都	インドネシア学校東京、カナディアンインターナショナルスクール、東京韓国学校中・高等部（旧東京韓国学校）、東京国際フランス学園（旧リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及び旧リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京柳北校）、東京中華学校
神奈川県	東京横浜独逸学園、横浜中華学院
岐阜県	コレージオ・イザキ・ニュートン
静岡県	エスコーラ・アウカンセ、エスコーラ・ノヴァ・エラ、セントロ・エドカシヨナル・イ・プロフィシオナリザンチー C E P ブラジル
愛知県	コレージオ・ブラジルー・ジャポネ・プロフェソール・シノダ
三重県	ニッケン学園

* 次の教育施設については、平成 18 年 2 月 6 日以降に修了した者に限ります（平成 18 年 2 月 5 日以前に修了した者は注 1-3 の「準備教育を行う課程」を修了する必要があります。）。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
茨城県	インスチット・エドゥカレ JT（旧エスコラ・ピンゴ・デ・ジェンテ及び旧インスチット・エドゥカレ）、エスコラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン
群馬県	インスチット・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウダ、インスチット・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ、エスコラ・パラレロ各種学校（旧エスコラ・パラレロ太田校）、伯人学校イーエーエス太田（旧コレジオ・ピタゴラス・ブラジル太田校）
山梨県	アルプス学園（旧コレジオ・ピタゴラス・ブラジル山梨校）
長野県	コレジオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス、長野日伯学園（旧コレジオ・ピタゴラス・ブラジル長野校）
岐阜県	セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ、ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール、HIRO 学園エスコラ・ブラジレイラ・プロフェッソール・カワセ（旧エスコラ・ブラジレイラ・プロフェッソール・カワセ）
静岡県	エスコラ・ブラジル（旧エスコラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ）、伯人学校イーエーエス浜松（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール浜松校）
愛知県	エスコラ・サンパウロ、エスコラ・ネクター、伯人学校イーエーエス豊田（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊田校）、伯人学校イーエーエス豊橋（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校）、伯人学校イーエーエス碧南（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール碧南校）
三重県	伯人学校イーエーエス鈴鹿（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校）
滋賀県	日本ラチーノ学院（旧コレジオ・ラティーノ・デ・シガ）

* 次の教育施設については、平成 23 年 4 月 1 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
東京都	インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン

* 次の教育施設については、平成 24 年 4 月 1 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
東京都	グローバルインディアンインターナショナルスクールジャパン

* 次の教育施設については、平成 25 年 1 月 31 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
静岡県	ムンド・デ・アレグリア学校（ブラジル課程に限る。）

* 次の教育施設については、平成 26 年 12 月 8 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
埼玉県	各種学校インストット エドゥカシオナル ティー・エス レクレアソン

* 次の教育施設については、令和 3 年 4 月 15 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
東京都	エベレストインターナショナルスクールジャパン

* 次の教育施設については、令和 6 年 1 月 16 日以降に修了した者に限ります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
岐阜県	コレジオ・ソニオ・デ・クリアンサ

* 次の教育施設については、注 1-3 の「準備教育を行う課程」を修了する必要があります。

所在地	令和 7 年 3 月 26 日現在で確認されている教育施設の名称
静岡県	ムンド・デ・アレグリア学校（ペルー課程に限る。）

* 以上の教育施設については、今後追加されることがあります。

* コレジオ・ピタゴラス・ブラジル真岡校（栃木県）、エスコラ・パラレロ伊勢崎校（旧エスコラ・パラレロ東村校）（群馬県）、セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ（埼玉県）、セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス（埼玉県）、エスコラ・パラレロ伊那校（長野県）、インスチット・エドカシヨナル・エマヌエウ（岐阜県）、エスコラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ（静岡県）、エスコラ・ニッポ・ブラジレイラ（静岡県）、コレジ

オ・アウレオ（愛知県），京都韓国中学（京都府），セントロ・エドカショナル・ノヴォ・ダマスコ（長野県），コレージョ・ピタゴラス・ブラジル浜松校（静岡県），コレージョ・ドン・ボスコ（愛知県），コレージョ・ピタゴラス・ブラジル愛知校（愛知県）を修了した者は，事前に志望大学に確認してください。

- （注 2）早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校，スイス公文学園，立教英国学院，帝京ロンドン学園，慶應義塾ニューヨーク学院，上海日本人学校及び如水館バンコクの各高等部がこれに該当します（平成 26 年 7 月 9 日現在）。
 下記の教育施設は，在外教育施設としての認定を取り消された又は指定を解除されているが，取り消された又は解除された日以前に修了した者は，文部科学大臣が指定した者に該当します。

教育施設の名称	認定を取り消された又は指定を解除された日
ブレーメン国際日本学園	平成 11 年 12 月 17 日
英国四天王寺学園	平成 13 年 3 月 31 日
英国暁星国際学園	平成 14 年 8 月 14 日
駿台アイルランド国際学校	平成 15 年 3 月 31 日
アルザス成城学園	平成 17 年 3 月 31 日
テネシー明治学院	平成 19 年 3 月 31 日
東海大学付属デンマーク校	平成 20 年 3 月 31 日
ドイツ桐蔭学園	平成 24 年 3 月 31 日
フランス甲南学園トゥレーヌ高等部（旧トゥレーヌ甲南学園）	平成 25 年 3 月 31 日
サウスクイーンズランドアカデミー	平成 25 年 3 月 31 日

- （注 3）専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- （注 4）国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者
- （注 5）ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者
- （注 6）フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者
- （注 7）グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者
- （注 8）グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者
- （注 9）欧州連合構成国において大学入学資格として認められている欧州バカロレア資格を有する者
- （注 10）文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC, ACSI, NEASC, CIS, Cognia, COBIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を修了した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 ＊ 文部科学大臣が指定する国際的な評価団体は，今後追加されることがあります。
 ＊ 文部科学大臣が指定する国際的な評価団体に認定されているかどうかは，在学（卒業）している教育施設に確認してください。
- （注 11）その他，旧制の諸学校の出身者や，小・中・高等学校の教諭の普通免許状を有する者など昭和 23 年文部省告示第 47 号で指定された者です。
- （注 12）高等学校卒業程度認定試験及び大学入学資格検定について不明な点があれば，文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係（03 - 5253 - 4111(代表)）に問い合わせてください。
- （注 13）高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの試験科目に相当する科目について，在学している高等学校，高等専門学校，海外において高等学校の課程と同等の課程を有するものとして文部科学大臣が認定した在外教育施設又は文部科学大臣の指定により大学入学資格が付与されている専修学校高等課程で，令和 8 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者がこれに該当します。
- （注 14）高等学校卒業程度認定審査について不明な点があれば，文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付企画係（03 - 5253 - 4111(代表)）に問い合わせてください。
- （注 15-1）大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，令和 8 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

(注 15-2) 大学入学共通テストの出願までに、志望大学に個別の入学資格審査の申請をして認定を受けておいてください。個別の入学資格審査の申請方法は、各大学が定めているので、志望大学に問い合わせてください。

(注 15-3) 個別の入学資格審査による認定の効力は、当該入学資格審査を行う大学（学部・学科等ごとに個別の入学資格審査が実施される場合には、当該学部・学科等）にのみ及びます。